

防衛省共済組合狛江スポーツセンターにおけるゴルフスクール 及びゴルフ個人レッスン講師派遣業務委託仕様書

1 業務内容

防衛省共済組合本省支部（以下「甲」という。）が管理運営する防衛省共済組合狛江スポーツセンターにおけるゴルフスクール及びゴルフ個人レッスン講師派遣業務の委託

2 本業務を行う者の資格

本業務を行う者（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- （１）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２）業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- （３）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

3 業務期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

ただし、甲が必要と判断した場合には、令和１３年３月３１日まで契約を更新することができる。

なお、業務の終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

4 実施場所等

- （１）名 称 防衛省共済組合狛江スポーツセンター
- （２）所 在 地 東京都狛江市元和泉２－３０－１
- （３）実施場所 ゴルフ練習場２階打席（１５打席）、バンカー、グリーン
- （４）施設内容 ゴルフ練習場 ３０打席（各階１５打席）
バンカー、グリーン
テニスコート（オムニ） ４面
軟式野球場 １面
クラブハウス（更衣室、トイレ、シャワー室等）
駐車場 ５０台

5 営業時間等

(1) 営業時間

ゴルフ練習場	平日	08:30～20:00
	土・日・祝日	08:00～20:00（防衛省共済組合の組合員、その家族及びOB（以下「組合員等」という。））
		08:30～20:00（組合員等以外）
テニスコート	通年	09:00～日没
軟式野球場	3月～10月	10:00～18:00（日没）
	11月～2月	10:00～16:00（日没）

※毎月1日の営業時間は10時30分から

(2) 定休日

偶数月（12月を除く。）の第4火曜日

12月28日～1月3日（施設全体）

なお、定休日に変更があれば柔軟に対応すること。

6 受講対象者

組合員等及び組合員等以外の者

7 ゴルフスクールの実施内容

以下の内容を基本とするが、内容を改編する提案も可とする。

(1) 開講時間等

曜日	時間	定員
月～金	10:30～12:30	各クラス10名 (1人1打席利用)
	13:00～15:00	
	15:10～17:10	
土・日	08:30～10:30	各クラス8名 (1人1打席利用)
	10:40～12:40	
	13:10～15:10	
	15:20～17:20	
	17:30～19:30	

※祝日は休講とする。

(2) ゴルフスクール内容

- ア 初心者から上級者まで幅広い利用者が受講可能な内容とし、必要に応じてバンカー及びグリーンを使用（使用料無料）するものとする。
- イ ゴルフスクール開始から90分間は乙が派遣する講師（以下「講師」という。）による指導、残り30分間は受講生の自由練習とする。
- ウ 1クールは週1回、月4回を基本とし、クール途中での入会も可能とする。月の第5週目となる29日から31日については、4回に満たない曜日のクラスの3回目並びに4回目にあてることができるものとする。乙は年間の受講予定日を甲に提示するものとする。受講予定日は施設の状況等により変更もあり得る。
- エ 原則として同一の曜日及び時間の担当講師は、毎回同一の者とする。
- オ 乙は、貸クラブを用意し、希望者に無償貸与するものとし、それ以外の用具は甲又は受講生が用意するものとする。
- カ 連続2クール（2か月）まで休会可とする。

(3) 講師の資格

講師は、ティーチングプロ又はレッスンプロの資格取得者であること。（ゴルフ個人レッスンにおいても同様とする。）

(4) ゴルフスクール受講料（消費税、入場料、ボール代込）

受講料は以下の料金を上限とし、周辺施設の料金を勘案すること。また、組合員等の料金は組合員等以外の料金より低廉にすること。

曜日	区分	料金（10%値上げ）
月～金	組合員等	8, 140円
	組合員等以外	12, 430円
土・日	組合員等	10, 120円
	組合員等以外	15, 510円

※クール途中で入会した場合の料金は、残回数を4で除した値を区分に応じた料金に乗じて得た額とする。

(5) 入会申込等の対応

- ア 乙は、受講希望者の入退会から休会に係る手続き、受講料等の管理及び受講者の出欠管理に伴う一連の業務を主体となって行うものとする。
- イ 甲は、受講当日の出欠受付を行い、乙による上記アに係る業務

が円滑に実施されるよう、必要な環境を提供するものとし、かつ必要な範囲で支援するものとする。

ウ 受講料は、乙による徴収（代金収納サービス可）とする。また、2か月続けて徴収できない場合は自動退会とする。

エ 悪天候等によりスクールが実施できなかった場合は、ボール貸出用コインを当該受講生に3枚提供するものとする。

8 ゴルフ個人レッスンの実施内容

以下の内容を基本とするが、内容を改編する提案も可とする。

（1）実施可能時間

曜日	時間
月曜日～日曜日	08：30～19：00

※実施する曜日及び時間を提案するものとする。

なお、現状は木曜日を除き毎日実施している。

（2）ゴルフ個人レッスン内容

ア 初心者から上級者まで幅広い利用者が受講可能な内容とする。

イ 1回の受講時間は20分とする。

ウ 原則として同一の曜日及び時間の担当講師は、毎回同一の者のとする。

（3）ゴルフ個人レッスン受講料（消費税込、ボール代別）

受講料は以下の料金を基本とし、周辺施設の料金を勘案すること。また、組合員等の料金は組合員等以外の料金より低廉にすること。

曜日	区分	料金
月～日	組合員等	1,650円
	組合員等以外	2,200円

（4）受講申込等の対応

受講申込は甲が受付を行い、受講料の徴収を行うものとする。

9 講師派遣料

（1）ゴルフスクール

ゴルフスクール受講料(消費税込)に一定の割合(以下「支払率」という。)を乗じた額を乙に支払うものとする。

支払率は、乙による提案とする。ただし、支払率は43.0%を上限とし、43.0%を上回る場合は失格とする。

(2) ゴルフ個人レッスン

ゴルフ個人レッスン受講料（消費税込）に支払率を乗じた額を乙に支払うものとする。

支払率は、乙による提案とする。ただし、支払率は75%を上限とし、75%を上回る場合は失格とする。

(3) 支払方法

毎月末日現在において甲の受講料の収納額を確認し、翌月末日までに乙に支払うものとする。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び防衛省の名義を使用してはならない。

12 管理責任

(1) 乙は、講師に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 乙は、講師の身元、規律の保持及び風紀に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 講師は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

13 衛生等の健康保持

乙は、講師が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

(1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した

情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 乙は、講師に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

15 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

17 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、乙は、消費税等の税率変更に伴い受講料の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、受講料を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 施設内の許可を受けていない場所へは立ち入らないこと。
- (4) 本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合並びに故意又は過失により甲又は受講生に被害が発生した場合は、直ちに契約を解除する場合がある。
- (5) 現場説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合(提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。)は、次回以降、契約の更新をしない場合がある。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。

18 参考

(1) ゴルフスクールの受講人数比 (参考値)

区 分	平 日	土 日
組合員等	8. 3 %	1 3. 1 %
組合員等以外	9 1. 7 %	8 6. 9 %
計	1 0 0. 0 %	1 0 0. 0 %

※令和6年度実績

(2) ゴルフスクール・ゴルフ個人レッスン売上額 (税込)

区 分	令和5年度	令和6年度
ゴルフスクール	2 0, 2 4 8 千円	1 9, 7 5 3 千円
ゴルフ個人レッスン	5 6 5 千円	4 3 1 千円

(3) 受講料 (税込)

① ゴルフスクール (1 クール令和7年度まで全8回、令和8年度より月4回)

区 分	令和7年度	令和8年度
平日・組合員等	1 4, 7 0 0 円	8, 1 4 0 円
平日・組合員等以外	2 2, 5 0 0 円	1 2, 4 3 0 円
土日・組合員等	1 8, 4 0 0 円	1 0, 1 2 0 円
土日・組合員等以外	2 8, 1 0 0 円	1 5, 5 1 0 円

※各時間共通、定員：平日10名、土日8名

②ゴルフ個人レッスン（１回２０分）

区分	令和７年度	令和８年度
組合員等	１，５００円	１，６５０円
組合員等以外	２，１００円	２，２００円

※平日、土日共通

（４）開講時間等

①ゴルフスクール

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
08:30 ～ 10:30	—	—	—	—	—	Cプロ	Bプロ
10:30 ～ 12:30	Aプロ	Bプロ	Cプロ	Aプロ	Aプロ	Cプロ	Bプロ
13:00 ～ 15:10	Aプロ	Bプロ	Cプロ	Aプロ	Aプロ	Cプロ	Bプロ
15:00 ～ 17:00	Aプロ	Bプロ	Cプロ	Aプロ	Aプロ	Cプロ	Bプロ
17:00 ～ 19:00	—	—	—	—	—	Cプロ	Bプロ

②ゴルフ個人レッスン

月曜日	火曜日		水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
Aプロ 17:30 ～ 20:00	Aプロ 13:00 ～ 17:00	Bプロ 16:30 ～ 20:00	Cプロ 16:30 ～ 20:00	—	Aプロ 17:30 ～ 20:00	Cプロ 18:30 ～ 20:00	Bプロ 18:30 ～ 20:00

※①及び②はいずれも令和６年度の実績である。また、①及び②におけるA～Cのプロは同一の講師である。